

消費者庁 照会専門員(一般職非常勤国家公務員)募集要項

1. 採用内容

職 名：消費者庁照会専門員（非常勤）

採用予定者数：3名程度

採用予定日：平成31年4月1日

2. 業務内容 国民や関係行政機関等からの問い合わせ等に関する業務補助

- ①国民や関係行政機関等から寄せられる特定商取引に関する法律についての問い合わせ対応
- ②行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく情報公開開示請求等に関する業務
- ③その他取引対策課長が必要と認める業務

3. 応募資格

以下の条件を満たす方。なお、年齢は不問とする。

「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」「消費者生活コンサルタント」のいずれかの資格を有する者、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づいて実施される消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれらと同等の専門的な知識を有する者で、かつ、国の機関・地方消費生活センター・企業の相談窓口等において勤務経験を有する者。

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者。
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者。
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）。
 - ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4. 提出書類

○ 履歴書1通（市販のもの）

カラー写真貼付。職務経歴書（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）を添付のこと。

○ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（資格認定証等）

*応募書類は返却いたしません。

*勤務の日数(週3日)、曜日に希望がある場合は記入してください。

5. 書類送付先

郵送（封筒の表面に赤色で「照会専門員応募書類在中」と記載のこと）にて、下記提出先に平成31年1月11日（金）（必着）で送付してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁取引対策課庶務係 あて

*応募書類の提出に応じ、締切日以前であっても随時面接を行う場合があります

6. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

※書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

なお、1月21日(月)までに連絡がない場合は、書類審査不合格となります。

7. 勤務条件

勤務時間：1日7時間45分(9:30～12:00 及び13:00～18:15)

勤務日数：週3日(土・日・祝日及び年末年始は休み)

任期：平成32年3月31日まで。勤務実績等により更新の可能性あり。

給与等：日額14,500円(給与法の改正により年度途中で改定となる場合があります。)

*通勤手当別途支給(1日上限2,619円(勤務日数に応じて支給))

*超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給

*健康保険、厚生年金、雇用保険加入

*賞与あり・昇給なし

*年次休暇は6ヵ月経過後に付与(全勤務日の8割以上出勤した場合)

8. その他

マイナンバーカードの取得

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、採用予定日までに取得していただく必要があります。

[マイナンバーカード総合サイト]

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

9. 問い合わせ先

(業務内容) 消費者庁取引対策課庶務係

電話 (03) 3507-9213

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 (03) 3507-9152